

鹿 児 島 県 公 報

令和元年12月10日（火）第63号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則		
○鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則（※）		（人事課取扱い） 1
告 示		
○有害な図書等の指定		（青少年男女共同参画課取扱い） 3
○保安林の指定予定（2件）		（森づくり推進課取扱い） 3
○保安林の指定の解除		（森づくり推進課取扱い） 4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新		（障害福祉課取扱い） 4
公 告		
○一般競争入札公告		（管財課取扱い） 5
監 査 委 員 公 表		
○監査結果の報告に係る措置の公表		（監査委員事務局取扱い） 8
公 安 委 員 会 告 示		
○遊技機の型式の検定の告示		（生活安全企画課取扱い） 9
正 誤		
○鹿児島県公報第35号（令和元年9月3日付け）の一部訂正		（雇用労政課取扱い） 9

規 則

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月10日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第26号

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員退職手当支給規則（昭和60年鹿児島県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第7条の2中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第9条第2項中「起算して1箇月以内」を「基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改める。

別記第1号様式の8（別紙）以外の部分に限る。）の注意事項に次のように加える。

- 3 基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から1年間（これを支給期間という。）であること。その1年間に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、鹿児島県職員退職手当支給規則第9条第2項に定める所定の期限までに任命権者に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を1年に加えた期間（最大限4年）となること。

別記第1号様式の8（別紙）を次のように改める。

(別紙)

退 職 事 由

任命権者 記載欄	退職者 記載欄	退 職 の 事 由
<input type="checkbox"/>	-----	1 定年，任用期間満了によるもの
<input type="checkbox"/>	-----	(1) 定年による退職（定年 歳）
<input type="checkbox"/>	-----	(2) 任用期間満了による退職
<input type="checkbox"/>	-----	2 任命権者からの働きかけ等によるもの
<input type="checkbox"/>	-----	(1) 懲戒免職等処分
<input type="checkbox"/>	-----	(2) 地方公務員法第28条第1項第2号若しくは第4号の規定による免職又はこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>	-----	(3) 地方公務員法第28条第1項第1号若しくは第3号の規定による免職又はこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>	-----	(4) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>	-----	(5) 鹿児島県職員退職手当支給条例第4条第1項第2号又は第5条第1項第6号に規定する理由
<input type="checkbox"/>	-----	(6) 鹿児島県職員退職手当支給条例第8条の3第11項に規定する認定
<input type="checkbox"/>	-----	3 公務上の傷病によるもの
<input type="checkbox"/>	-----	4 職員の個人的な事情に起因するもの
<input type="checkbox"/>	-----	<input type="checkbox"/> --- (1) 職務に耐えられない体調不良，けが等があったため
<input type="checkbox"/>	-----	<input type="checkbox"/> --- (2) 妊娠，出産，育児等を行う必要があったため
<input type="checkbox"/>	-----	<input type="checkbox"/> --- (3) 家族の事情の急変（父母の扶養，親族の介護等）があったため
<input type="checkbox"/>	-----	<input type="checkbox"/> --- (4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため
<input type="checkbox"/>	-----	<input type="checkbox"/> --- (5) 転居により通勤困難となったため（新住所：)
<input type="checkbox"/>	-----	<input type="checkbox"/> --- (6) その他（具体的に)
<input type="checkbox"/>	-----	5 その他（1～4のいずれにも該当しない場合）
		具体的事情記載欄（任命権者用）

注意事項

職員の個人的な事情に起因する退職の場合には，退職の主たる事由を一つ選択し，退職者記載欄の□の中に○印を記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第9条及び別記第1号様式の8（別紙）以外の部分に限る。）の改正規定は、公布の日（附則第3項において「公布日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に退職した者がこの規則による改正前の鹿児島県職員退職手当支給規則（以下「旧規則」という。）第7条の2第2号に掲げる者に該当する場合には、この規則による改正後の鹿児島県職員退職手当支給規則（以下「新規則」という。）第7条の2に規定する鹿児島県職員退職手当支給条例第9条第1項の規則で定める者とみなす。
- 3 新規則第9条第2項の規定は、同規則第4条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている旧規則別記第1号様式の8による鹿児島県職員退職票は、新規則別記第1号様式の8による鹿児島県職員退職票とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則別記第1号様式の8により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第557号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和元年12月10日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25346	令和元年 11月28日	雑 誌	アクションビザツ 12月号 11419-12	双葉社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25347			mini Berry vol.47 18426-11	秋水社		

鹿児島県告示第558号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和元年12月10日

鹿児島県知事 三反園訓

- 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市吉野町9651番
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第559号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和元年12月10日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

肝属郡南大隅町佐多辺塚字大丸1315番丙イ、1315番丙ロ、1320番、字長畑1322番、1323番、1323番乙

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第560号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年12月10日

鹿児島県知事 三反園訓

1 解除に係る保安林の所在場所

鹿児島市喜入一倉町11620番26（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第561号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和元年12月10日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ハッピー薬局国分広瀬店	霧島市国分広瀬二丁目28番39号	令和元年 12月1日	育成医療・更生医療

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和元年12月10日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

- ア 鹿児島県有施設その1（13施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 4,802,653キロワットアワー
 - イ 鹿児島県有施設その2（16施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 5,406,546キロワットアワー
 - ウ 鹿児島県有施設その3（15施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 4,363,659キロワットアワー
 - エ 鹿児島県有施設その4（14施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 3,068,204キロワットアワー
 - オ 鹿児島県有施設その5（21施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 3,959,384キロワットアワー
 - カ 鹿児島県有施設その6（18施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 5,241,591キロワットアワー
 - キ 鹿児島県有施設その7（17施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 6,073,760キロワットアワー
 - ク 鹿児島県有施設その8（24施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 4,421,082キロワットアワー
 - ケ 鹿児島県有施設その9（12施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 4,128,055キロワットアワー
 - コ 鹿児島県有施設その10（17施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 5,395,503キロワットアワー
- なお、アからコまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 需要場所

入札説明書による。

(4) 供給期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者で

あること。

(4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和元年12月10日から同月17日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和2年1月21日正午（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

(㏍) 1の(1)の㏍ 令和2年1月22日午前9時30分

(イ) 1の(1)のイ 令和2年1月22日午前10時00分

(ウ) 1の(1)のウ 令和2年1月22日午前10時30分

(㏎) 1の(1)の㏎ 令和2年1月22日午前11時00分

- (オ) 1の(1)のオ 令和2年1月22日午前11時30分
- (カ) 1の(1)のカ 令和2年1月22日午後1時30分
- (キ) 1の(1)のキ 令和2年1月22日午後2時00分
- (ク) 1の(1)のク 令和2年1月22日午後2時30分
- (ケ) 1の(1)のケ 令和2年1月22日午後3時00分
- (コ) 1の(1)のコ 令和2年1月22日午後3時30分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課設備管理第一係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3800
ファックス番号 099-286-5641

13 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札に係る契約は、令和2年4月1日に確定する。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

- a Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.1
- b Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.2
- c Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.3
- d Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.4
- e Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.5
- f Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.6
- g Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.7
- h Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.8
- i Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.9
- j Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.10

(2) DELIVERY PERIOD:

From 1 April 2020 through 31 March 2021

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the tender explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

12:00 a.m. 21 January 2020

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3800

FAX 099-286-5641

監 査 委 員 公 表**監査委員公表第12号**

令和元年8月16日付け監査第43号の随時監査の結果に基づき、令和元年11月12日付け鹿教総第482号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年12月10日

鹿児島県監査委員	長野信弘
同	大 藺 豊
同	酒 匂 卓 郎
同	前 野 義 春

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
加世田常潤 高等学校	備品の購入において、 執行伺で決定された見積 依頼業者以外の業者から 見積書を徴し、当該見積 書をもって契約の相手方 に決定した上で、備品の 納品及び検査並びに代金 の支払まで完了している ものがある。	執行伺の決裁回議時に事務室内で指摘されて いた見積依頼業者名の修正が執行伺に反映され ていなかったため生じたものであり、今後は、 更なるチェック体制の強化を図るとともに、効 果的な自主検査の実施に取り組み、再発防止に 努める。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第91号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和元年12月10日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P笑点MU	株式会社サンセイアールアンドディ	9P1322
ぱちんこ遊技機	PゴッドイーターREY3	株式会社サンセイアールアンドディ	9P1433
ぱちんこ遊技機	P蒼天の拳双龍SFG	サミー株式会社	9P1492
ぱちんこ遊技機	P春夏秋冬GLB	株式会社ソフィア	9P1241
ぱちんこ遊技機	P真黄門ちゃまH1AZ5	株式会社平和	9P1540
ぱちんこ遊技機	P真黄門ちゃまH1AU1	株式会社平和	9P1284
ぱちんこ遊技機	P地獄少女 四JG	株式会社JFJ	9P1324
回胴式遊技機	SアトムジャグラーEX-TP	株式会社北電子	9S1309

正 誤

令和元年9月3日付け鹿児島県公報第35号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
11	上から16行目、19 行目、22行目及び 26行目	令和元年	令和2年